

報告第6号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

鹿屋市長 郷原拓男

専決第6号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年6月1日

鹿屋市長 郷原拓男

- 1 和解契約書 別紙（示談書）のとおり（非公開）
- 2 損害賠償額 143,880円
- 3 和解の相手方 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号
鹿児島交通株式会社

4 事故の状況

別紙示談書の事故発生日時、事故発生場所において、車両損傷が発生したもの

5 示談の内容

本件事故による損害賠償金として、相手方に対し、本件事故により損傷させた相手方車両の損害額（179,850円）の8割である143,880円を支払う。

（専決処分の理由）

議会の議決により指定された市長において専決処分することができる事項に本件が該当するので、専決処分するものである。